

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二五
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件 二五
- 指定公金事務取扱者に公金の徴収の事務を委託した件二件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二五
- 道路の区域を変更する件三件 二五
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 二五
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 二五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件五件 二五
- 福島県選挙管理委員会
政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつた件 二五
- 令和八年三月三十一日付け号外第三十六号中
正 誤 二五

告 示

福島県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年六月五

日から同年十月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年六月五日
福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか
二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） N T T ・ T C R I S 株式会社
代表取締役 成瀬 明弘
（変更後） N T T ・ T C R I S 株式会社
代表取締役 近藤 禎一郎

三 変更した年月日
令和八年四月一日

四 届出年月日
令和八年五月十三日

五 届出をした者
N T T ・ T C R I S 株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和八年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
令和八年六月五日
福島県知事 内堀 雅 雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	松川第一 松川第三	令和九年三月二日
伊達市	栗野第二	同
郡山市	石筵・高玉 笹川第一 芦ノ口・塩ノ原 石筵・高玉第二 笹川第一二 石筵第九	同
天栄村	湯本第三二 湯本第三三	同

白河市	白井掛下	同
埴町	片貝二 大畑一 片貝三 大畑二	同
会津若松市	宮町第三	同
喜多方市	小舟寺第四	同
湯川村	浜崎第一	同
会津美里町	螺良岡北	同
下郷町	田代第二	同
南会津町	川島第二 川島第三 関本第一	同
いわき市	下永井B 大平I	同

(農村計画課)

福島県告示第四百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、
公金の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者(同条第二項の指定公金事務
取扱者をいう。以下同じ。)に委託した。
令和八年六月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和八年三月六日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
ふくしま県民の森施設等使用料徴収事務
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(森林計画課)

福島県告示第四百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、
公金の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者(同条第二項の指定公金事務
取扱者をいう。以下同じ。)に委託した。
令和八年六月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
公益財団法人福島県都市公園・緑化協会
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
福島市佐原字神事場一番地
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和八年三月六日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県総合緑化センター施設等使用料徴収事務
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(森林計画課)

福島県告示第四百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次
のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和八年六月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡古殿町大字山上字古殿四八の一、四八の四、四八の五、四九、五〇、五六
保安林として指定された目的
干害の防備
- 二 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡古殿町大字松川字古内一三八の二から一三八の二二まで、一三九の二、一
五八の五

- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を平田村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年六月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
久保木イネ
 - 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する旨と農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（令和八年福島県告示第三百二十六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明である

ため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年六月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
加藤義雄 角田一男 角田政雄 角田藤真 星好一 星文彌
 - 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（令和八年福島県告示第三百二十八号）によること。
- (森林保全課)

福島県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年六月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
八島茂太郎 菅野克巳 株式会社福島県農工銀行
 - 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（令和八年農林水産省告示第六百三十五号）によること。
- (森林保全課)

福島県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-----------------	-----------------	---------------

一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字坂シ内二二六番一 地先から 同 郡同 村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先まで 双葉郡川内村大字下川 内字砂田三二〇番地先 から 同 郡同 村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先まで	変更前	A 七・〇〇 一四・〇〇	九四三・〇〇
	変更後	B 一〇・〇〇 一九・三〇	B 一〇・〇〇 三九・二〇	一、四二八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和八年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 富岡線 県道小野	区 間 双葉郡川内村大字上川 内字早渡二七九番一地 先から 同 郡同 村大字上川 内字町分三四四番一地	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル) A 四・五〇 二六・〇〇	延 長 (メートル) 一、七七〇・〇〇
--------------------	--	-----------------	---------------------------------------	---------------------------

先まで 双葉郡川内村大字上川 内字早渡二七九番一地 先から 同 郡同 村大字上川 内字町分三四四番一地 先まで	変更後	B 八・八〇 六三・五〇	B 二二・一〇 二六・〇〇	一、〇四五・〇〇
先まで 双葉郡川内村大字上川 内字早渡五一八番地先 から 同 郡同 村大字上川 内字早渡二四四番二地 先まで 双葉郡川内村大字上川 内字早渡二七九番一地 先から 同 郡同 村大字上川 内字町分三四四番一地 先まで	変更前	A 六・七〇 一〇・三〇	A 六・七〇 一〇・三〇	一、五三二・三〇

(道路計画課)

福島県告示第四百十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和八年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 富岡線 県道小野	区 間 双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川 内字坂シ内一三三番五	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル) A 六・七〇 一〇・三〇 B 一一・五〇 三八・〇〇	延 長 (メートル) 一、七〇〇・〇〇
--------------------	--	-----------------	--	---------------------------

地先まで	変更後	B 一一・五〇 三八・〇	一、七〇〇・〇
------	-----	-----------------	---------

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和八年六月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社高橋治郎商店	高橋 順	南相馬市原町区南町三丁目一四九番地	令和八年五月二二日

(税 務 課)

公告第三百三十一号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、令和八年四月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年六月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和八年4月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果				備考	
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	C/N		水分(%)
堆肥	佐久間 満	みのり楽農堆肥	1.3	1.4	1.6	22	24.2	
堆肥	有限会社グリーン	モニガラ堆肥	0.2	0.0	0.1	46	64.2	

フアーム	株式会社ニシフアーム	初産堆肥	0.3	0.1	0.2	47	63.3	
------	------------	------	-----	-----	-----	----	------	--

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN=窒素全量、TP=りん酸全量、TK=加里全量、C/N=炭素窒素比、水分=水分含有量

(農業総合センター)

公告第三百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、右田・海老地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は令和八年三月十九日完了したので公告する。

令和八年六月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第三百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、矢川原地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は令和八年三月二十六日完了したので公告する。

令和八年六月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、広野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)の工事は令和八年三月二十四日完了したので公告する。

令和八年六月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、飯館西部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農村地域環境保全事業)の工事は令和八年三月二十五日完了したので公告する。

令和八年六月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第三百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、小高東部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は令和八年三月二十七日完了したので公告する。
令和八年六月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、令和八年五月一日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。
令和八年六月五日

その他の政治団体

福島県選挙管理委員会
委員長 成 田 良 洋

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
謙翔会	桑原 正男	山田 正昭	田村市船引町堀越字新田二二六
小林徳清後援会	湯澤 真次	小林 恵久	石川郡玉川村大字竜崎字原作田二八
紺野栄重後援会	尾形 雅幸	紺野 信子	双葉郡浪江町大字北幾世橋字町尻二三四
斎藤とおる後援会	菅野 京一	加藤 大史	二本松市本町二一三三三二一七
佐藤金正後援会	星 利雄	佐藤 正仁	伊達郡川俣町大字羽田字石橋

政経フォーラムたまかわ 玉川村の新时代を考える会―さくま安裕後援会―	佐久間 安裕	石川郡玉川村大字北須釜字中ノ内一三一
関根修一後援会	関根 修一	石川郡平田村大字小平字滝坂五九
たかぎ克尚後援会	高木 克尚	福島市笹谷字三本松六一七
高野たくみ後援会	蓬田 功	郡山市新屋敷二一五一
円谷亮一後援会	円谷 亮一	西白河郡泉崎村大字関和久字瀬知房後四一五
長郷潤一郎後援会	長郷 潤一郎	会津若松市北会津町西麻生一八八〇
西本久雄後援会	西本 久雄	双葉郡広野町広洋台二一一一五
はせがわ純一後援会	福島 祐介	会津若松市飯寺北二一四一一六
平田村の行政を良くする会	上遠野 洋	石川郡平田村大字下蓬田字古寺一六一二〇
福島県司法書士政治連盟	関根 信	福島市新浜町六一二八
藤田おさむと明るい新地の会	藤田 修	相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神西一―二八
松浦常雄後援会	瀬戸 孝	伊達郡国見町大字西大枝字並柳二八
山崎博文後援会	山崎 安男	双葉郡浪江町大字権現堂字順
山崎 安男	山崎 安男	
山崎 安男	山崎 安男	

五	二	
上	下	上
ら 後ろか 一 九	一 前から 六	ら 後ろか 一 二
令和八年法律第二十三号	「 」	第五条の四
令和八年法律第 号	「 」	附則第五条の四

○令和八年三月三十一日付け号外第三千六百号中

ページ	正
段	
行	
	誤

正 誤

礼川原四四―二